

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	14	府省庁名 農林水産省	
対象税目	個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税 <input checked="" type="checkbox"/> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	中小企業投資促進税制の拡充（農業者関係）		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 農業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除の拡充及び2年延長。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 適用対象者：青色申告を行う農業者等 2 対象設備の取得価額： <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械及び装置（1台の取得価額が160万円以上） ・ 特定の器具及び備品（1台の取得価額が120万円以上） ・ 一定のソフトウェア（1つのソフトウェアの取得価額が70万円以上） 3 特例措置：青色申告を行う農業者等が上記機械等を取得し、農業の用に供した場合には、初年度にその取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（但し、資本金3,000万円以下）の選択適用が認められる。 <p>・ 拡充の内容 以下の一定の要件に該当するITを活用した投資について、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 即時償却 (2) 税額控除割合を現行の7%から12%とする上乗せ (3) 特別償却不足の繰越期間及び法人税額の20%を超える部分の税額控除の繰越期間について1年から3年に延長 <p>する措置を講じた上で、適用期間を2年間延長する。</p> <p>（一定の要件：以下のいずれかに合致することを要件とする。）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①一のソフトウェアの取得価額が120万円以上であるもの ②ソフトウェア + 事務機器、通信機器、試験・測定機器、測定工具、検査工具の取得価額が合計120万円以上 ソフトウェア + 機械装置の取得価額が合計160万円以上 ③取得価額が120万円以上の事務機器及び通信機器、試験・測定機器、測定工具及び検査工具又は取得価額が160万円以上の機械装置であって、これらの設備を直接制御するためのソフトウェアがあらかじめ組み込まれているもの 		
関係条文	措法第10条の3、42条の6、68条の11、地法第23条、72条、292条		
減収見込額	<p>[初年度] ▲8,428 （ ▲69,400 ） [平年度] ▲8,428 （ ▲69,400 ）</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
ページ		14 — 1	

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 中小規模の農業者がほぼ全体である農業では、生産性の向上等により経営体質を強化していくことが必要不可欠。また、農業は、地域経済においても基礎的かつ中心的な役割を担っており、食品産業や観光業等を含めた地域経済の活性化のためにも、生産性の向上等により農業経営の体質強化を図ることが必要不可欠。 このため、生産性の向上に資する高性能な農業機械等の導入（機械化等投資）を加速し、農業における継続的な生産性向上及び経営改善・強化を通じて、農業者の経営安定及び農産物の安定供給を確保することが目的。</p> <p>(2) 施策の必要性 本税制措置は、高性能な農業機械等に対する投資を行う意欲と能力のある農業者を広く支援し、農業の生産性向上等を通じた農業者の経営安定及び農産物の安定供給に必要不可欠。 農業者は中小規模の農業者がほぼ全体であり、財務基盤や投資体力が脆弱であるため、機械化等投資による生産性向上を図る意欲と能力を有していても、取り巻く経営環境が厳しい状況にある中で、十分な資金を充当できず、当該投資が遅れがち。 このため、中小規模の農業者が、農業機械等の導入を円滑に進め、農業生産性の向上を図るには、投資インセンティブとして農業機械等の取得に伴う初期投資の負担軽減を図る本税制措置が必要不可欠。 また、東日本大震災からの迅速な復旧・復興が国家的な課題である状況で、農業者による前向きな取組を支援するためにも必要不可欠。 さらに、日本再興戦略（平成 25 年 6 月 24 日閣議決定）において、「生産設備の新陳代謝（老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等）を促進する取組みを強力に推進する」とされているところ。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>なし</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 食料の安定供給の確保</p> <p>《政策分野》 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化</p>								
	政策の達成目標	高性能な農業機械等の導入（機械化等投資）を促進することにより、農業の生産性向上を図り、農業者の経営安定及び農産物の安定供給を確保する。								
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成26年4月1日から平成28年3月31日まで								
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ								
	政策目標の達成状況	平成19年～平成23年の間に、水稻における10a当たり投下労働時間は▲8.4%低減しており、高性能な農業機械の導入により農業の生産性の向上が図られ、食料の安定供給の確保に一定の効果을上げている。								
有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>26年度（見込み）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象数（台）</td> <td>72,364</td> </tr> <tr> <td>適用件数（件）</td> <td>3,322</td> </tr> <tr> <td>減税見込額（百万円）</td> <td>86</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「租税特別措置法の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態報告書及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」では、農業者を特定することが困難である。また、ITを活用した投資について抽出することも困難である。このため、農業機械の出荷額等から見込額等を算出している（別添）。</p>	区分	26年度（見込み）	対象数（台）	72,364	適用件数（件）	3,322	減税見込額（百万円）	86
	区分	26年度（見込み）								
対象数（台）	72,364									
適用件数（件）	3,322									
減税見込額（百万円）	86									
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>本税制措置は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としており、これにより、農業者は機械化等投資を行う初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能。このため、農業者の資金繰りにメリット（資金繰りやキャッシュフローの改善）を生じさせる効果があり、機械化等投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、本税制措置では、幅広く農業者の設備投資を支援するが、対象設備を一定要件以上のもに範囲を限定することにより、生産性向上に資する機械化等投資に重点化して支援を行う制度運用設計がなされている。このようにして、農業者の機械化等投資における初期投資を抑え、当該投資を促進することにより、農業の生産性向上を図り、農業者の経営安定及び農産物の安定供給を確保する効果が見込まれる。</p>									
	ページ	14 — 3								

相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	なし
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	(関連する措置) ・ 農畜産業機械等リース支援事業 2,271 百万円の内数 ・ 経営体育成支援事業 4,663 百万円
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	本税制措置と同一の目的及び対象要件で交付される補助金等の予算上の措置及び財投による融資制度等は存在しない。 機械化等投資等の農業の生産性向上に係る政策支援については、関係する補助金、交付金、金融等の措置と一体的に講じることにより、政策効果の拡大を図る。
	要望の措置の 妥当性	農業者による高性能な農業機械等に対する投資（機械化投資）を促進し、農業の生産性向上の底上げを図るためには、対象とする農業者や農業機械等が限定される補助事業では不十分であり、機械化等投資を計画的に行う意欲と能力のある農業者を幅広く支援できる税制措置が政策手段として妥当。 また、農業においては、水稻、園芸等の作物の品種が多数あり、農業者の資金状況や作物の品種毎の業況に機械化等投資が左右されるため、対象者、対象設備等が限定される補助金や財投融資とは異なり、適用条件が一般的な設備の取得であり、対象者を特定しない税制措置による支援が妥当。
ページ	1 4 — 4	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>過去5年間の減収額の推移 平成20年度 73百万円 平成21年度 78百万円 平成22年度 78百万円 平成23年度 78百万円 平成24年度 86百万円 (本税制の減税対象機械等の出荷額等により、減収見込額を算出)</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」は、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書に基づいて推定されたものであることから、農業者を特定して適用実績として数値を用いることができない。</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>生産性向上をもたらす高性能な農業機械等は初期投資額が大きい為、本税制措置による初期投資額の軽減等は農業者による機械化等投資の促進に大きなインセンティブとなり、農業の生産性向上に大きく寄与する。 本税制措置の利用状況について中小企業庁においてアンケート調査(中小企業庁の委託事業の一環でH23年6月に実施。全体の回答数は約2,500社)を実施したところ、本税制措置を利用した企業の約5割が「本税制が設備投資の決定に影響した」と回答。また、本税制措置を利用したことによる効果として、多数が「運転資金を確保できたこと」や「設備投資資金を確保できたこと」、「よりグレードの高い設備を導入できたこと」と回答。したがって、本税制措置が農業者を含めた中小企業の生産能力の拡充や生産性向上に寄与する設備投資を強力に後押ししていることが分かる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>農林水産業等の体質強化 他産業並みの所得を確保しうる効率的かつ安定的な農林漁業・関連産業の育成</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>農業者の経営環境が依然として厳しく、設備投資のための資金繰り等が厳しい状況にあったため。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成10年度 創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備の拡充 [普通自動車：車両重量8t以上→3.5t以上] 平成12年度 1年間の延長 [平成13年5月までの適用期限の延長] 平成13年度 10ヵ月の延長 [平成14年3月までの適用期限の延長] 平成14年度 2年間の延長 [対象設備(機械・装置)の取得価額引き下げ] 取得：230万円以上→160万円以上 リース：300万円以上→210万円以上 平成16年度 2年間の延長 [対象設備(器具・備品)の取得価額引き上げ] 取得：100万円以上→120万円以上 リース：140万円以上→160万円以上 平成18年度 2年間の延長 [対象資産に一定のソフトウェア、デジタル複合機を追加し、電子計算機以外の器具・備品を除外] 平成20年度 2年間の延長 平成22年度 2年間の延長 平成24年度 2年間の延長 [対象設備(器具・備品)に試験機器等を追加し、デジタル複合機の範囲を見直した]</p>
<p>ページ</p>	<p>14 — 5</p>